

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

賃金総額

第52回

今回は、賃金総額の構成について解説します。

1. 賃金総額の構成

賃金総額の計算においては、中国の国家統計局が1990年1月1日に公布、施行した「賃金総額構成に関する規定」で、従業員に直接支払う全労働報酬を当該企業の全従業員の労働報酬の総額としなければならないとしています。すなわち、賃金総額は(1)時間による賃金(中国語:計時工資)(2)出来高による賃金(中国語:計件工資)(3)賞与(中国語:獎金)(4)手当および補助金(中国語:津貼和補助)(5)時間外勤務賃金(中国語:加班加点工資)(6)特殊な状況に支給する賃金(中国語:特殊状況下支付的工資)という6つの部分から構成されることとなります。

一方、賃金総額の範囲に入らない項目の一つとしては、「労働保険および従業員福利に関する各種費用」があります。具体的には、「従業員死亡葬儀費および遺族補償金、医療衛生または公費医療費用、従業員生活保護費、集団福利事業手当、労働組合文化教育費、集団福利費、帰省交通費、冬季暖房費補助、通勤手当、入浴・理髪手当など」があります。

まず、ここでいう1951年の立法から確定された「労働保険」(すでに廃止)と現在の一般意味上の「社会保険」とは異なる制度です。労働保険は、企業がその資金を一方的に負担し、労働者が各種原因によって労働に参加できなくなった際に、その資金で生活を補填する社会保障制度です。

社会保険は労働者、労働者が存在する企業またはコミュニティおよび国家という3者が共同で法規定により計画的に資金を提供し、労働者が高齢化、病気、労災、出産・育児、失業などの状況にあった際に、収入の中断、減少、喪失を防ぎ、その基本生活の需要を保障する社会保障制度です。社会保険について、企業が負担する社会保険が賃金総額に含まれないことに対して、従業員個人が負担する社会保険は賃金総額に含まれます。

次に、賃金総額の構成部分である「手当および補助金」と「従業員福利に関する費用」の区別が難しいと考えます。国家財政部が2009年11月12日に公布した「企業における従業員福利費用の財務管理を強化することに関する通達」財企(2009)242号では、企業が従業員のために提供する交通、住宅、通信待遇、企業が従業員に支給する特別な祝日補助、企業が統一的に食事を供給せず月ごとに支給する昼食手当では、基本的には賃金総額の範囲内に入れることが必要とされています。

2. 賃金総額による計算基数

(1) 個人所得税

賃金総額は、個人所得税の課税範囲の一つとなり、上記の賃金(1)~(6)により構成されます。ただし賃金および賃金にかかわる利益供与について、課税・非課税範囲

は下記のとおりです。

番号	項目	個人所得税の課税・非課税
①	賃金①~⑥	課税
②	社会保険費用	非課税
③	経済補償金	労働契約の解除により一括的に取得した経済補償金は、所在地にて前年度の従業員平均賃金の3倍に相当する金額以内の部分に対し、個人所得税が免除されます

(2) 経済補償金

労働契約法およびその関連細則に基づき、経済補償金の計算ベースとなる賃金は、時給または出来高賃金、賞与および手当などの貨幣性収入を含む、従業員の取得すべき賃金(中国語:応得工資)に基づき算定します。すなわち、上記賃金(1)~(6)を含む取得すべき賃金は、経済補償金の計算基数となります。

(3) 社会保険費

社会保険費の基数は、従業員が前年度に実際生じた賃金総額に基づき、算定します。ここでいう賃金総額とは、上記の賃金(1)~(6)を含む貨幣性収入を指します。また、新入社員の場合、1カ月目の賃金に基づき、社会保険費の基数を算定します。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号
CBD国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800
(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場
1109室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109
(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619